

有価証券報告書

事業年度 自 平成29年4月1日
(第76期) 至 平成30年3月31日

明星工業株式会社

(E00161)

目次

表紙

第一部	企業情報	1
第1.	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	3
3.	事業の内容	3
4.	関係会社の状況	5
5.	従業員の状況	5
第2.	事業の状況	6
1.	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2.	事業等のリスク	10
3.	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	10
4.	経営上の重要な契約等	16
5.	研究開発活動	17
第3.	設備の状況	18
1.	設備投資等の概要	18
2.	主要な設備の状況	18
3.	設備の新設、除却等の計画	19
第4.	提出会社の状況	20
1.	株式等の状況	20
2.	自己株式の取得等の状況	28
3.	配当政策	29
4.	株価の推移	29
5.	役員の状況	30
6.	コーポレート・ガバナンスの状況等	33
第5.	経理の状況	41
1.	連結財務諸表等	42
2.	財務諸表等	75
第6.	提出会社の株式事務の概要	88
第7.	提出会社の参考情報	89
1.	提出会社の親会社等の情報	89
2.	その他の参考情報	89
第二部	提出会社の保証会社等の情報	90

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【事業年度】	第76期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
【会社名】	明星工業株式会社
【英訳名】	MEISEI INDUSTRIAL Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大谷 壽輝
【本店の所在の場所】	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
【電話番号】	大阪(06)6447-0275（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 備後 和秀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区湊一丁目8番15号 明星工業株式会社 東京本部
【電話番号】	東京(03)3206-7900
【事務連絡者氏名】	東京総務課長 福井 賢二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 明星工業株式会社 東京本部 （東京都中央区湊一丁目8番15号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (百万円)	43,813	46,873	45,412	51,715	55,146
経常利益 (百万円)	3,883	6,231	5,796	5,706	6,487
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,240	4,176	3,923	3,919	4,357
包括利益 (百万円)	2,840	4,549	3,368	4,172	4,695
純資産額 (百万円)	32,485	35,613	38,402	41,473	45,385
総資産額 (百万円)	49,776	53,052	54,463	58,221	63,020
1株当たり純資産額 (円)	593.14	666.95	721.08	795.28	868.82
1株当たり当期純利益金額 (円)	41.17	77.68	73.83	75.45	84.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	41.06	77.45	73.73	75.41	83.90
自己資本比率 (%)	64.9	66.8	70.1	70.8	71.6
自己資本利益率 (%)	7.2	12.3	10.7	9.9	10.1
株価収益率 (倍)	11.1	8.3	6.4	8.5	8.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,447	6,685	1,632	399	9,763
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△970	△120	△80	△1,235	△2,149
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△863	△1,475	△869	△1,318	△856
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9,530	14,881	15,325	13,077	19,864
従業員数 (人)	635	629	616	626	632

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (百万円)	31,515	29,929	32,509	39,483	42,629
経常利益 (百万円)	2,798	4,119	4,715	4,998	6,107
当期純利益 (百万円)	1,528	2,633	3,160	3,501	4,158
資本金 (百万円)	6,889	6,889	6,889	6,889	6,889
発行済株式総数 (千株)	63,386	59,386	59,386	59,386	59,386
純資産額 (百万円)	25,487	26,742	29,097	31,726	35,290
総資産額 (百万円)	36,006	36,958	38,990	42,570	46,399
1株当たり純資産額 (円)	467.66	503.22	549.43	612.10	679.71
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	8.0 (3.0)	8.0 (4.0)	10.0 (5.0)	14.0 (6.0)	26.0 (8.0)
1株当たり当期純利益金額 (円)	28.08	48.98	59.47	67.41	80.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	28.00	48.83	59.40	67.38	80.06
自己資本比率 (%)	70.7	72.3	74.6	74.5	76.0
自己資本利益率 (%)	6.2	10.1	11.3	11.5	12.4
株価収益率 (倍)	16.3	13.2	7.9	9.5	9.0
配当性向 (%)	28.5	16.3	16.8	20.8	32.4
従業員数 (人)	315	313	311	316	317

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第72期の1株当たり配当額には、創業70周年記念配当2円を含んでおります。

2 【沿革】

昭和19年4月	大阪市西区に明星工業所を創立し保温・保冷工事請負業を開始
昭和22年7月	法人改組し明星工業株式会社を設立
昭和41年2月	東京都中央区に東京支店（現・東京本部）を設置
昭和42年11月	明星チャーチル㈱（現・サンライズ㈱）を設立、化学工業製品製造分野に進出
昭和44年10月	本社を大阪市西区より大阪市北区に移転
昭和46年10月	大阪証券取引所市場第二部上場
昭和47年2月	静岡県引佐郡（現・浜松市）に中央研究所及び浜松工場を設置
昭和47年3月	明星不動産㈱を設立、オフィスビル賃貸業に進出
昭和47年11月	名古屋証券取引所市場第二部上場
昭和48年9月	本社ビルを大阪市西区に建設、本社を移転
昭和54年2月	日本ケイカル㈱（現・連結子会社）設立、けい酸カルシウム保温材生産事業を開始
昭和59年9月	大阪証券取引所・名古屋証券取引所第一部上場
昭和62年4月	明星建工㈱（現・連結子会社）設立、建材分野（クリーンルーム事業）を分社化
昭和62年10月	㈱よしみね（現・連結子会社）を買収、ボイラ分野へ進出
平成2年4月	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール、現・連結子会社）を海外工事拠点として設立
平成12年6月	MEISEI NIGERIA LTD.（ナイジェリア、現・連結子会社）を海外工事拠点として設立
平成15年7月	化学工業製品分野のサンライズ㈱の株式を譲渡
平成15年9月	名古屋証券取引所の上場を廃止
平成18年6月	PT. MEISEI INDONESIA（インドネシア、現・連結子会社）を海外工事拠点として設立
平成19年3月	明星不動産㈱の解散を決議
平成20年6月	MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD.（タイ、現・連結子会社）を海外工事拠点として設立
平成21年4月	㈱エムエステック（現・連結子会社）設立、冷凍冷蔵低温設備分野へ進出
平成21年11月	MEISEI SAUDI CO., LTD.（サウジアラビア）を海外工事拠点として設立
平成23年6月	SMI GLOBAL SDN. BHD.（マレーシア、現・連結子会社）を海外工事拠点として設立
平成25年7月	東京証券取引所市場第一部上場（東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合）
平成26年7月	MEISEI SAUDI CO., LTD.（サウジアラビア）の解散を決議

3 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社13社（うち、連結子会社12社）は、熱絶縁工事を中心とする建設工事業及びボイラ事業の事業活動を展開しております。

各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 建設工事業（12社）

当社と国内及びアジア地域等での現地法人を含めた連結子会社で構成されており、国内外での材料等の製造及び施工において、熱絶縁工事、建材工事（クリーンルーム）、冷凍冷蔵低温工事等、幅広い需要先のニーズに対応しています。

[主な関係会社]

（施工） 明星建工㈱、㈱エムエステック、メイセイ工事㈱、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール）

（製造） 日本ケイカル㈱

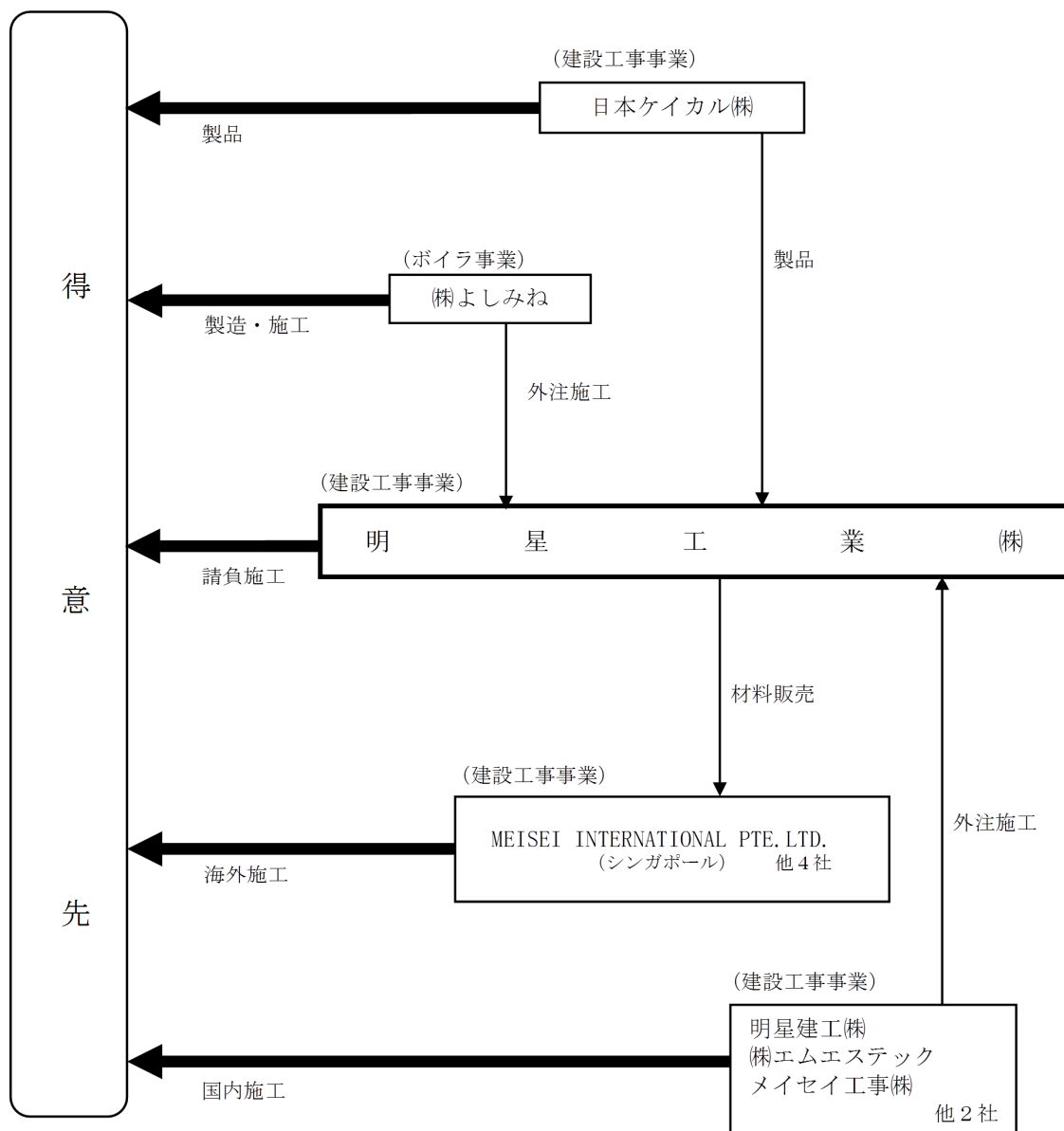
(2) ボイラ事業（1社）

ボイラ及び産業用機械器具の製造・施工及び販売・据付を国内外で行っております。

[関係会社]

（製造・施工） ㈱よしみね

なお、事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割 合(%)	被所有割 合(%)	
株式会社よしみね	大阪市西区	98	ボイラ事業	100.0	—	当社工事の一部を請負 役員の兼務 1名
明星建工株式会社	大阪市城東区	30	建設工事業	100.0	—	当社工事の一部を請負 役員の兼務 3名
日本ケイカル株式会社	浜松市北区	300	建設工事業	66.7	—	当社より本社工場を賃借 当社工事の材料を製造 役員の兼務 2名
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.	シンガポール 国	1 (百万S\$)	建設工事業	100.0	—	当社が材料を販売及び工事監 督者を派遣 役員の兼務 1名
その他 8社						

(S\$: シンガポール・ドル)

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当する子会社はありません。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
建設工事業	532
ボイラ事業	100
合計	632

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
317	39.2	13.5	5,985,961

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 提出会社の従業員は全て建設工事業のセグメントに属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、「明星労働組合」(174名)及び「よしみね労働組合」(71名)が組織されております。
 なお、労使の関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 当面の対処すべき課題の内容等

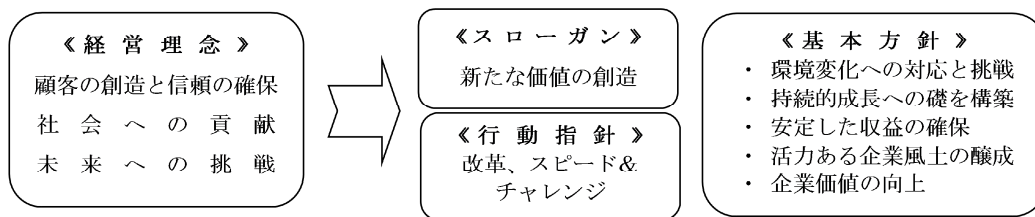
(1) 経営方針

当社グループ事業を取り巻く経営環境は、建設工事業の断熱事業領域において、国内領域では需要の低迷や生産設備の統廃合により市場規模は縮小し厳しい事業環境となることが予想されますが、引き続き好調な企業業績を背景に生産性の向上や効率化・延命化等の投資は堅調に推移することが期待されます。一方、海外領域においては、資源価格の上昇や将来のエネルギー需要の高まりから、延期・中止されていた石油・ガスに関連したプラント建設の始動が今後期待できます。建設工事業のその他の領域も堅調な需要に支えられることが予想されます。

ボイラ事業については、設備増強投資や既存ボイラの更新投資は継続しており、バイオマス発電も小規模発電設備の需要は増加してくるものと思われま

す。このような状況のもと、持続的な成長を成し遂げるためには、新たな発想で企業価値の創出を行っていく必要があることを踏まえ“新たな価値の創造”をスローガンに掲げ、グループ企業一丸となって収益力・競争力の強化及び事業領域拡大に向け経営諸資源を投入し、企業価値をより高めるために取り組んでまいります。

当社は、近年企業のグローバル化およびボーダレス化が進むなか、将来の当社としてのあるべき姿を見据えて、2018年4月に中期経営計画（2018年度～2020年度）を新たにスタートさせました。本計画は、「新たな価値の創造」をスローガンとして、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガバナンスの確立を目指す一方、企業風土の醸成、当社グループ内の意識改革を図り、新たなビジネスチャンスを生み出すため、次のとおり基本方針を掲げております。



①環境変化への対応と挑戦

最近の経営を取り巻く環境は、環境意識の高まりや急速なI o T・A I等の進展によるデジタル技術革新による産業構造の変革等進化を遂げており、その環境変化に対応するべく新たな成長分野に経営資源の投下を図ってまいります。

②持続的成長への礎を構築

国内領域においては、新規顧客の開拓や既存顧客に対する深耕営業を強化し、事業領域の拡大に取り組んでまいります。海外領域においても、経営資源を積極的に投入し、継続的な受注獲得・事業拡大に取り組んでまいります。また、M&Aも視野に入れた新規事業の創出や事業の多角化等、新たな発想で未知の領域に機動的に挑戦し持続的成長への礎を築いてまいります。

③安定した収益の確保

今まで築き上げた施工技術や工法の改善・改良を更に進めることによる施工能力の高度化や市場競争力の強化とともに、生産・調達の多様化・効率化による徹底した採算管理を行うことにより、市場環境に影響されない安定した収益基盤の構築に取り組んでまいります。

④活力ある企業風土の醸成

従業員の資質向上、働きがいのある職場・魅力ある職場づくり及び企業人としての意識改革に取り組んでまいります。特に高度な技術・施工体制を確立するには、高い専門性や豊富な経験を有する人材が不可欠であるため、人材の確保・育成に努めてまいります。

⑤企業価値の向上

当社グループは今後とも継続して法令遵守の徹底や事業を通じた社会貢献を推進することによる企業としての社会的責任の強化とともに、企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 経営戦略の現状と見通し

国内外における各事業領域の連携により収益基盤を強化し、その拡充を柱に、収益力・成長力・技術力の一層の向上を基本方針として、グループ一丸となって経営諸施策を実施することにより、企業価値の最大化に取り組んでまいります。

(3) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループを取り巻く事業環境は、国内外経済に影響を与えうる不確定な要素も多く、先行きの見通しは不透明な状況が続くと懸念しておりますが、将来の経営基盤の強化に向けた諸施策を実施することにより、収益力の向上を図ります。

また、業界シェアの拡大及び競争力の強化に注力するとともに、新技術・工法の開発によるコストダウン等による収益力の向上を図り、事業基盤を強化してまいります。

2. 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様のご意見に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、旧プラン導入以降も、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きがまだまだ散見されるところであります。そして、かかる株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのように、当社の企業価値、株主の皆様のご利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

(2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、昭和19年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラーの製造・据付、クリーンルーム内装工事、冷凍・冷蔵・低温設備工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

こうした中で、当社の技術力は、ユーザーから高い信頼を得るとともに、地球規模の課題である省エネルギーや環境保全の推進により、企業価値の向上および株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

変化の激しい事業環境のなか、当社の経営理念に基づき、「改革、スピード&チャレンジ」をキーワードに、全てのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築しながら、中長期的観点に立ち安定的に企業価値を向上させるため、経営諸施策を確実に実施し、常に未来に挑戦してまいります。

② 中期経営計画について

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 1. 当面の対処すべき課題の内容等 (1) 経営方針 に記載の通り、2018年4月に中期経営計画（2018年度～2020年度）を新たにスタートさせました。当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営責任と業務執行責任を分離し、経営としての意思決定の迅速性と業務執行の効率化を図る体制を構築いたしております。また、当社は監査等委員会設置会社に移行しており、これにより監査・監督機能のさらなる充実とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会決議および平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を更新いたしました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し、当社取締役会が策定する事業計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めています。

本プランの概要は、以下のとおりです。

①本プランの適用対象

本プランは、以下の1. または2. に該当する当社株式に対する買付等がなされる場合を適用対象とします。

1. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上になる買付等
2. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等所有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

②本プランの具体的内容

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付内容等の検討に必要な情報等を記載した書面を当社の定める書式により提出していただきます。

また、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を株主の皆様に対して割当てます。本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

当社は、本プランの合理性を高めるため、本新株予約権の発行、不発行等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、社外取締役や社外の有識者等、当社経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、検討期間内に独立委員会に対する諮問および独立委員会からの勧告を経て、本プランの発動の是非に関する決定を行います。検討期間内に本プランの発動の是非に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で検討期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、検討期間の延長の決定を行うに先立ち、独立委員会に対してその是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、最終決定を行うものとします。検討期間を延長するに至った場合は、当社取締役会はその理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

独立委員会は、当社取締役会から本プランの発動の是非について諮問されたときは、買付等の内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。独立委員会は、買付者等に対して、直接または当社取締役会を通じて、独立委員会における決議および勧告のために必要な検討資料その他の情報の提供を求めることができ、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他の情報の提供を求めることができます。なお、独立委員会の評価・検討が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動を勧告し、買付者等による買付等が本プランに定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には、遅滞なく当社取締役会に対して、本プランの不発動を勧告します。

また、当社取締役会は、次の場合、独立委員会による手続に加えて株主意思確認総会を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認することができます。

1. 買付者等による買付等の内容、時間的猶予、株主総会事務等の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務に照らして、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当である場合
2. 独立委員会が本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認すべき旨の意見を付した場合

なお、当社取締役会は、当該決議の概要、その他取締役会が適切と判断する事項について速やかに情報開示を行い、本プランの有効期間中に、金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを修正し、または変更する場合があります。また、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更の場合には）変更等の内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(4) 本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

①本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、前記(1)「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ株主共同の利益に資する目的をもって更新されたものです。

②本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

1. 株主の意思を重視していること

本プランは、株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものであり、特定の株主または投資家を優遇あるいは拒絶するものではありません。

また、本プランの有効期限は平成30年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

2. 買収防衛策に関する基本的枠組みを充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容になっております。

3. 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みとなっていること

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、買付等に対する本プランの発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく本プランの発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

4. 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。独立委員会は、第三者の助言を得ることができ、その判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止できるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

従って、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろ株主共同の利益に資するものです。

③本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記のとおり、本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

また、当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

以上より、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があるリスクには以下のようなものがあります。

なお、以下の項目には将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 当社グループに関連する需要市場の急激な変動

当社グループが形成する各セグメント及び各事業領域は、幅広い需要分野に支えられていますが、収益基盤である国内需要分野の経済状況、統廃合、製造拠点の海外移転等により、需要が長期に停滞、減少傾向が続くと、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 完成工事補償のリスク

海外工事、大型工事等について、引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用が大きく発生した場合には、業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

(3) 海外事業に伴うリスク

当社グループの海外事業はアジア地域及びオセアニア地域を中心に展開しており、テロや政情悪化、予期しない法律・規制の変更、市況の悪化、JV等のパートナー企業の経営状況等によって業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 為替及び金利の変動リスク

急激な為替相場の変動または金利の上昇により、業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) 顧客に対する信用リスク

当社グループが多額の債権を有する顧客が財務上の問題に直面した場合には、業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

(6) 会計基準に係る見積りリスク等

繰延税金資産については、税効果会計における回収可能性を見積って計上していますが、想定している業績計画を下回った場合、繰延税金資産の取崩の可能性があります。退職給付債務についても、年金資産の運用状況等により、費用処理される金額が増加する可能性があります。また、保有する不動産や有価証券について、時価の下落により減損損失を計上する可能性があります。いずれも業績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 不採算工事の発生に対するリスク

工事施工段階での想定外の追加原価等により不採算工事が発生した場合には、業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、新興国経済の先行き、米国等の政治・経済動向への懸念や地政学リスクの高まり等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社グループの当連結会計年度の受注高は建設工事業では48,339百万円（対前年同期比13.9%増）の計上となりましたが、ボイラ事業では5,348百万円（同22.5%減）にとどまり、全体では53,687百万円（同8.8%増）の計上となりました。

売上高は、ボイラ事業は減少したものの、建設工事業の各領域が堅調に推移し55,146百万円（対前年同期比6.6%増）の計上となりました。また、営業利益は6,300百万円（同12.6%増）、経常利益は6,487百万円（同13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,357百万円（同11.2%増）の計上となりました。

セグメントごとの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

1. 建設工事業

建設工事業におきましては、国内領域では、設備の更新・保守工事の受注確保に注力し、また海外領域においても大口案件等の受注、施工遂行に積極的に取り組んでまいりました結果、売上高は50,779百万円（対前年同期比9.7%増）の計上となり、セグメント利益は6,024百万円（同17.7%増）の計上となりました。

2. ボイラ事業

ボイラ事業におきましては、安定した需要が見込める保守工事の確保をベースに、バイオマス発電・産業用ボイラの新設案件受注に注力してまいりましたが、受注単価の低下や国内大型案件減少等の影響により、売上高は4,366百万円（対前年同期比19.3%減）の計上となり、セグメント利益は179百万円（同52.9%減）の計上にとどまりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比べ、6,787百万円増加し19,864百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動による資金は、9,763百万円の増加（前年同期は399百万円の増加）となりました。

主な増加要因は、税金等調整前当期純利益6,487百万円、売上債権の減少3,383百万円、未成工事受入金の増加1,305百万円、未成工事支出金の減少773百万円、減価償却費558百万円であり、主な減少要因は、法人税等の支払額1,743百万円、仕入債務の減少1,355百万円によるものであります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動による資金は、2,149百万円の減少（前年同期は1,235百万円の減少）となりました。

主な増加要因は、定期預金の払戻による収入445百万円であり、主な減少要因は、投資不動産の取得による支出1,937百万円、有形固定資産の取得による支出718百万円であります。

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による資金は、856百万円の減少（前年同期は1,318百万円の減少）となりました。

主な減少要因は、配当金の支払額827百万円であります。

③生産、受注及び販売の状況

1. 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	
建設工事業（百万円）	42,443	48,339	13.9%
ボイラ事業（百万円）	6,904	5,348	△22.5%
合計（百万円）	49,348	53,687	8.8%

2. 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	
建設工事業（百万円）	46,302	50,779	9.7%
ボイラ事業（百万円）	5,413	4,366	△19.3%
合計（百万円）	51,715	55,146	6.6%

（注）当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載しておりません。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりであります。

建設事業における受注工事高及び完成工事高の状況

a. 受注工事高、完成工事高及び繰越工事高

期別	区分	前期繰越工事高 （百万円）	当期受注工事高 （百万円）	計 （百万円）	当期完成工事高 （百万円）	次期繰越工事高 （百万円）
前事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	施工	15,653	33,526	49,180	38,409	10,770
	販売	214	884	1,099	1,073	26
	計	15,868	34,411	50,279	39,483	10,796
当事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	施工	10,770	40,915	51,685	42,076	9,609
	販売	26	559	585	553	32
	計	10,796	41,474	52,270	42,629	9,641

- （注）1. 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、当期受注工事高にその増減額が含まれております。したがって当期完成工事高にもかかる増減額が含まれております。
2. 次期繰越工事高は（前期繰越工事高＋当期受注工事高－当期完成工事高）であります。
3. 当期受注工事高のうち海外工事の割合は、前事業年度8.3%、当事業年度17.6%であります。
4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b. 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別されます。

期別	区分	特命 (%)	競争 (%)	合計 (%)
前事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	施工	38.8	61.2	100.0
	販売	—	100.0	100.0
当事業年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	施工	41.7	58.3	100.0
	販売	—	100.0	100.0

（注）百分比は請負金額比であります。

c. 完成工事高

期別	区分	国内		海外		合計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	(A) (百万円)	(A/B) (%)	
前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	施工	3	34,565	3,841	10.0	38,409
	販売	1	320	751	70.1	1,073
	計	4	34,885	4,592	11.6	39,483
当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	施工	1	32,894	9,180	21.8	42,076
	販売	1	381	170	30.8	553
	計	3	33,275	9,350	21.9	42,629

(注) 1. 海外工事の地域別割合は、次の通りであります。

地域	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)
オセアニア	83.4	98.0
アジア	2.5	1.9
その他	14.1	0.1
計	100.0	100.0

2. 完成工事高の内で主なものは、次の通りであります。

前事業年度	JKC Australia LNG Pty Ltd.	LNGプラント断熱・塗装工事 (オーストラリア国)
	今治造船㈱	LNG船タンク防熱工事 (今治造船㈱西条工場)
当事業年度	JKC Australia LNG Pty Ltd.	LNGプラント断熱・塗装工事 (オーストラリア国)
	川崎重工業㈱	LNG船タンク防熱工事 (川崎重工業㈱坂出工場)

3. 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は次の通りであります。

前事業年度	該当する相手先はありません。		
当事業年度	JKC Australia LNG Pty Ltd.	9,149百万円	21.5%

4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

d. 次期繰越工事高 (平成30年3月31日現在)

区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	合計 (百万円)
施工	—	9,609	9,609
販売	0	32	32
計	0	9,641	9,641

(注) 1. 次期繰越工事高の内で主なものは、次の通りであります。

三菱日立パワーシステムズ㈱	発電所保温工事	2019年3月完成予定
川崎重工業㈱	LNG船タンク防熱工事	2019年9月完成予定

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本文中に記載している将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成30年3月31日）現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要となる事項については、合理的な基準に基づいて実施しております。詳細については、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度は、中期経営計画（平成27年5月8日発表）の最終年度にあたり、“飛躍に向けて限りなく挑戦”のスローガンのもと、「改革、スピード&チャレンジ」を行動指針として、持続的成長に向け企業価値の向上に取り組んでまいりました。

1. 売上高

当連結会計年度の売上高は、55,146百万円（対前年同期比6.6%増）の計上となりました。

セグメント別では、建設工事業においては、国内メンテナンス案件及び海外工事案件が堅調に推移し、50,779百万円（対前年同期比9.7%増）の計上となりました。ボイラ事業においては、大型案件の減少が影響し4,366百万円（同19.3%減）の計上にとどまりました。

2. 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、6,300百万円（対前年同期比12.6%増）の計上となりました。

セグメント別では、建設工事業においては、6,024百万円（対前年同期比17.7%増）の計上となりました。ボイラ事業においては、売上高及び売上総利益率の減少により179百万円（同52.9%減）の計上にとどまりました。

3. 経常利益

当連結会計年度の経常利益は、不動産賃借料等の営業外収益が増加し、6,487百万円（対前年同期比13.7%増）の計上となりました。

4. 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、4,357百万円（対前年同期比11.2%増）の計上となりました。

③財政状態の分析

1. 資産・負債及び純資産

当連結会計年度末における総資産は、63,020百万円となり、前連結会計年度末と比べ4,798百万円増加いたしました。

資産の部は、流動資産は41,351百万円となり、前連結会計年度末と比べ2,896百万円増加いたしました。主な要因は現金預金の増加6,464百万円、完成工事未収入金の減少2,046百万円、未成工事支出金の減少773百万円、電子記録債権の減少722百万円であります。固定資産は21,668百万円となり、前連結会計年度末と比べ1,902百万円増加いたしました。主な要因は投資不動産の増加2,190百万円、投資有価証券の増加116百万円、有形固定資産の減少383百万円であります。

負債の部は、流動負債は13,621百万円となり、前連結会計年度末と比べ1,691百万円増加いたしました。主な要因は未成工事受入金金の増加1,305百万円、短期借入金金の増加720百万円、未払法人税等の増加387百万円、工事未払金の減少791百万円、支払手形の減少564百万円であります。固定負債は4,013百万円となり、前連結会計年度末と比べ805百万円減少いたしました。主な要因は、長期借入金金の減少792百万円、退職給付に係る負債の減少172百万円であります。この結果、負債合計は、17,634百万円となり、前連結会計年度末と比べ886百万円増加いたしました。

純資産の部は45,385百万円となり、前連結会計年度末と比較して3,912百万円増加いたしました。主な要因は親会社株主に帰属する当期純利益の計上による増加4,357百万円、その他有価証券評価差額金の増加187百万円、剰余金の配当による減少829百万円であります。

この結果、自己資本比率は71.6%（前連結会計年度末は70.8%）となりました。

2. キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

なお、キャッシュ・フロー指標の傾向は下記のとおりであります。

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
自己資本比率 (%)	64.9	66.8	70.1	70.8	71.6
時価ベースの自己資本比率 (%)	50.1	64.6	45.7	57.0	59.6
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	0.4	0.2	0.8	2.8	0.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	234.3	391.2	121.4	43.3	1,298.4

(注) 自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

※各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

※株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

※有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

※営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

※利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

※営業キャッシュ・フローがマイナスとなった期につきましては、「キャッシュ・フロー対有利子負債比率」及び「インタレスト・カバレッジ・レシオ」を記載しておりません。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは材料費・外注費等の工事原価、並びに販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要の主なものは、設備投資等によるものであります。

資金需要には基本的に自己資金にて対応しております。なお、当社においては、安定的な資金調達手段の確保を目的として、総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債残高は1,042百万円であり、現金及び現金同等物の残高は19,864百万円であります。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、次のとおりであります。

平成30年3月期の達成状況は以下のとおりです。

主に建設工事業の各領域が堅調に推移したため、売上高は対予想数値比5,146百万円の増加（10.3%増）となりました。営業利益は、売上高の増加に加え採算管理を徹底したことにより1,300百万円の増加（26.0%増）となり、この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は957百万円の増加（28.2%増）となりました。

平成30年3月期業績の分析

(単位：百万円)

指標	平成29年5月公表 年度計画	実績	増減	対予想比増減
売上高	50,000	55,146	5,146	10.3%
営業利益	5,000	6,300	1,300	26.0%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,400	4,357	957	28.2%

4 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、顧客のニーズに迅速に対応するため、材料・製品等の開発・改良から施工技術の開発まで、幅広く積極的に活動を行っております。

現在、研究開発は、当社の中央研究所及び各技術部門を中心に、工事部門及び関連会社、協力会社と密接に連携し、推進しております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は157百万円であります。

（1）建設工事業

断熱・耐火・防音・防食等、幅広い事業分野に於いて、在来工法との差別化につながる工法開発を行っております。特に超低温保冷分野においては他社に先駆けていち早く工法の開発に着手し、業界での優位性を維持しております。

保冷工事関連では、主材料である硬質ウレタンフォームのノンフロン処方を確立し、自社工場で生産・製品化しております。

・LNG工事関連

海外出荷基地、LNG運搬船、国内受入基地における断熱・耐火等の幅広い分野の工事に関し、新材料の調査・新工法の開発及び開拓に取り組んでおります。

LNGタンクにおいては、顧客のニーズに対応すべく、保冷構造の工法改良や断熱部材などの開拓・実証試験等の研究開発を行っております。

・その他

高機能断熱材を応用した断熱材の改良や施工システムの開発分野におきましても研究開発を行っております。

（2）ボイラ事業

ボイラ燃料の燃焼効率向上及びコストダウンに貢献する新たな方式の研究開発に取り組んでおります。

現在、ボイラ構造等についての基本計画は策定済となっており、今後、実機ボイラ向けの詳細設計に段階を移し、試運転等での実証に取り組んでいく予定となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、建設工事業を中心として営業所社屋の新築ならびに製造設備の増強等、432百万円の設備投資を実施しました。

建設工事業

千葉営業所社屋の新築ならびに製造設備の増強を行い、その総額は384百万円でありました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)	
			建物 構築物	機械及び装置 車両運搬具 工具器具・ 備品	土地		リース 資産	建設 仮勘定		合計
					面積(m ²)	金額				
本社 (大阪市西区)	建設工事業	営業・管理 設備等 熱絶縁工事 設備	751	29	1,059	1,840	4	—	2,625	92
東京本部・東部支店 (東京都中央区)	〃	営業・管理 設備等 熱絶縁工事 設備 (注)2,4	604	14	7,140 (2,011)	768	—	—	1,388	86
近畿・中部支店 (大阪市西区)	〃	〃	102	11	3,754 (3,537)	142	—	—	256	53
中国・四国支店 (広島市南区)	〃	〃	155	27	6,948 (2,157)	397	—	—	580	48
九州支店 (福岡市中央区)	〃	〃	19	1	2,489 (2,792)	17	—	—	39	19
浜松工場・中央研究所 (浜松市北区)	〃	熱絶縁材料 製造設備 研究設備 (注)3	1,601	280	[35,900] 64,484	1,922	2	10	3,818	19

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)	
				建物 構築物	機械及び 装置 車両運搬 具 工具器 具・備品	土地		リース 資産	建設 仮勘定		合計
						面積 (㎡)	金額				
明星建工(株)	本社 (大阪市 城東区)	建設工事 事業	営業・管理 設備等 建築・内装 工事設備	20	0	354	68	—	—	89	20
	大阪工場 (大阪府 東大阪市)	〃	クリーンル ーム内装材 製造設備	19	0	380	63	—	—	82	2
(株)よしみね	京都工場 (京都府 京田辺市)	ボイラ 事業	ボイラ製造 設備一式	53	36	13,690	12	—	5	108	17
	広島工場 (広島県 江田島市)	〃	産業用機械器 具製造設備	16	9	8,623	173	—	—	198	3
日本ケイカル (株)	本社工場 (浜松市北区)	建設工事 事業	断熱材製造 設備一式 (注)3	19	154	— [35,900]	—	—	2	176	53

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 土地及び建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借料は年間100百万円であり、土地の面積については、() 内に外書きで示しております。
3. 土地及び建物の一部を日本ケイカル(株)へ賃貸しております。土地の面積については[]内に内書きで示しております。
4. 各支店には管轄する下記ブロックに所在する事業所を含んでおります。
 東部支店・・・関東、東北、北海道地方
 近畿・中部支店・・・近畿、中部、北陸地方
 中国・四国支店・・・中国、四国地方
 九州支店・・・九州地方

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 浜松工場	浜松市 北区	建設工事 事業	熱絶縁材料 製造設備の 増強	1,800	1,418	自己資金	平成27.4	平成32.3	50%増加

(2) 重要な設備の除却等

特記事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,000,000
計	190,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,386,718	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	59,386,718	同左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成22年7月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	20,000	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	247	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年8月11日 至平成30年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247 資本組入額 124	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当 社取締役会の承認を要す。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4	同左

(注)1 当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認め付与株式数の調整を行う。

(注)2 (1)当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (注) 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することは出来ない。
- (3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (4) その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (注) 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、必要かつ合理的な範囲で適切に調整された調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合

(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成27年11月6日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,762	3,696
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	376,200	369,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	583	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年7月1日 至平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 583 資本組入額 292	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要す。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(注)2 (1)当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

(3)当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(注)3 (1)本新株予約権者は、当社の平成28年3月期乃至平成30年3月期の売上高及び営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、売上高及び営業利益については、当社有価証券報告書

に記載された各期の連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における売上高及び営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

- (a) 平成28年3月期の売上高が44,000百万円以上かつ営業利益が4,100百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の30%
 - (b) 平成28年3月期、平成29年3月期の各期合計の売上高が92,000百万円以上かつ平成29年3月期の営業利益が4,300百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の30%
 - (c) 平成28年3月期、平成29年3月期、平成30年3月期の各期合計の売上高が142,000百万円以上かつ平成30年3月期の営業利益が4,700百万円以上の場合
本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の40%
- (2) 上記(1)に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも行使価額（本新株予約権の発行後、行使価額の調整が行われる場合には、上記2(1)及び2(2)と同様の条件で調整を行うものとする。）の60%以下となった場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額の60%（本新株予約権の発行後、行使価額の調整が行われる場合には、上記2(1)及び2(2)と同様の条件で調整を行うものとする。）の価額で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員もしくは当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義により、以下同様とする。）の取締役、監査役または従業員その他これに従ずる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役、執行役員または監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできないものとする。

(注) 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、必要かつ合理的な範囲で適切に調整された調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成27年3月31日 (注)	△4,000	59,386	—	6,889	—	999

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	32	20	325	96	46	27,483	28,002	—
所有株式数（単元）	—	245,215	2,955	61,157	108,974	46	175,072	593,419	44,818
所有株式数の割合（%）	—	41.32	0.50	10.31	18.36	0.01	29.50	100.00	—

(注) 1. 自己株式7,478,789株は、「個人その他」の欄に74,787単元及び「単元未満株式の状況」の欄に89株含まれております。

2. 株式会社証券保管振替機構名義の株式1,000株は、「その他の法人」の欄に10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	4,032	7.76
公益財団法人富本奨学会	大阪市西区京町堀一丁目8番5号	2,695	5.19
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,558	4.92
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,557	4.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WH ARF LONDON E14 5NT. UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,152	4.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,960	3.77
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,930	3.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,649	3.17
明星工業取引先持株会	大阪市西区京町堀一丁目8番5号	1,571	3.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,400	2.69
計	—	22,506	43.35

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 1,649千株

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,478,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,863,200	518,632	—
単元未満株式	普通株式 44,818	—	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	59,386,718	—	—
総株主の議決権	—	518,632	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
明星工業株式会社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号	7,478,700	—	7,478,700	12.59
計	—	7,478,700	—	7,478,700	12.59

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会に、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。)に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入について付議することを決議し、当該株主総会において承認されました。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される、という株式報酬制度です。

(2) 対象者に交付する予定の株式の総数または総額

取締役に、事業年度毎に、株式交付規程に基づきポイントが付与されます。取締役に付与する1事業年度あたりのポイント総数の上限は、当社普通株式104,000株相当である104,000ポイントとしております。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。当社株式等の交付にあたり基準となるポイント数は、退任時までにとり締役に付与されたポイント数の合計となります。

対象期間(2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度)に対応する必要資金として156百万円を上限に拠出し、本信託を設定します。

(3) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の取締役を退任し、株式交付規程に定める受益者要件を満たす者。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	422	303,624
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注1)	95,800	45,851,400	16,694	6,386,420
保有自己株式数	7,478,789	—	7,462,095	—

(注) 1. 当事業年度の内訳は新株予約権の権利行使 (株式数95,800株、処分価額の総額45,851,400円) であります。
 2. 当期間における処理自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。
 3. 当期間における保有自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は収益力の向上を図りながら、健全な財務体質を維持していくことが企業価値の拡大に繋がると考えております。利益配分の基本方針につきましては、経営の最重要課題と位置づけ、安定配当である1株当たり12円または業績に対応するものとして配当性向が30%程度の何れか高い方とすることを目標としております。

また、キャッシュ・フロー、資本効率等を総合的に勘案しながら、自己株式の取得を弾力的に実施する方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、1株につき26円の配当（うち中間配当8円）を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、財務体質の健全化と強化に配慮しながら、既存事業の強化と将来の成長に向けた投資に充当していきたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成29年10月31日 取締役会決議	414	8
平成30年6月28日 株主総会決議	934	18

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高（円）	534	847	699	706	868
最低（円）	322	424	370	423	577

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高（円）	793	868	840	860	854	783
最低（円）	726	788	792	786	722	710

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性11名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		大谷 壽輝	昭和20年 1月1日生	昭和43年3月 当社入社 平成3年6月 取締役 平成12年4月 常務取締役 平成13年6月 代表取締役社長 (現)	(注) 4	149
常務取締役	常務執行役員 支店統括 兼 調達部担当	朝倉 滋	昭和23年 3月7日生	昭和45年3月 当社入社 平成13年6月 取締役、営業統括部長 日本ケイカル株式会社取締役 (現) 平成15年6月 調達部担当 平成19年4月 タングープロジェクトダイレクター 平成21年6月 常務執行役員 (現)、環境事業統括部担 当 平成23年6月 調達部担当 (現) PNGプロジェクトダイレクター、ナイジェ リアプロジェクトダイレクター、工事統 括部長、低温船プロジェクト・浜松工場 担当 平成25年6月 常務取締役、支店統括 (現)	(注) 4	54
取締役	常務執行役員 財務部・総務部・人 事部・関連会社担当	印田 博	昭和25年 12月21日生	昭和49年6月 当社入社 平成12年4月 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締 役 平成15年4月 財務部長 平成17年6月 取締役 財務部長、総務部・関連会社担当 明星建工株式会社取締役 (現) 平成18年6月 PT. MEISEI INDONESIA代表取締役 (現) 平成20年6月 MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締 役 (現) 平成21年6月 取締役執行役員 平成21年8月 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 取締役 (現) 平成26年6月 取締役常務執行役員 (現) 平成30年4月 財務部・総務部・人事部・関連会社担当 (現)	(注) 4	43
取締役	執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部担 当、浜松工場担当	林 秀行	昭和30年 3月6日生	昭和55年9月 当社入社 平成18年4月 大阪技術部長 平成25年6月 取締役執行役員、技術統括部長、品質・ 安全管理部担当 (現)、環境事業統括部 担当 平成29年4月 東京技術部長 平成29年6月 浜松工場担当 (現)	(注) 4	10
取締役	執行役員 営業統括部長 兼 イクスプロジェクト ダイレクター	山下 公典	昭和27年 8月25日生	昭和46年3月 当社入社 平成21年7月 近畿・中部支店長 平成23年6月 執行役員 日本ケイカル株式会社取締役 (現) 平成27年6月 取締役執行役員 (現)、支店統括副統括 平成29年6月 営業統括部長、イクスプロジェクトダ イレクター (現)	(注) 4	17
取締役	執行役員 低温船プロジェクト マネージャー 兼 低温船技術部長	熨斗 義政	昭和28年 4月25日生	昭和51年3月 当社入社 平成16年11月 中国・四国支店長 平成19年4月 取締役、支店統括 平成21年6月 取締役執行役員 平成25年6月 執行役員、低温船プロジェクトマネー ジャー (現) 平成27年8月 低温船技術部長 (現) 平成29年6月 取締役 (現)	(注) 4	26

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 支店統括副統括	篠原 基嗣	昭和38年 7月24日生	昭和61年3月 当社入社 平成19年6月 中国・四国支店長 平成20年8月 開発営業部次長、調達部次長 平成23年4月 環境事業統括部担当部長、環境部長 平成25年6月 執行役員（現） 環境事業統括部長、環境部長 平成29年6月 取締役、支店統括副統括（現）	(注) 4	9
取締役	執行役員 営業統括部副統括部長 兼 工事業部長、長崎 営業部長	児玉 直紀	昭和31年 3月31日生	平成3年1月 当社入社 平成16年4月 営業統括部営業1部長 平成20年4月 調達部長 平成21年6月 日本ケイカル株式会社取締役（現） 平成23年6月 執行役員（現）営業統括部長 平成27年6月 営業統括部副統括部長（現）、調達部長、イクシスプロジェクトアシスタントプロジェクトダイレクター 平成29年6月 工事業部長、長崎営業部長（現） 平成30年6月 取締役（現）	(注) 4	12
取締役 (監査等委員)		光田 建治	昭和27年 2月5日生	昭和49年3月 当社入社 平成14年12月 富山営業所長 平成20年4月 松山営業所長 平成20年5月 明星松山工事株式会社取締役 平成24年6月 常勤監査役 株式会社よしみね監査役（現） 明星建工株式会社監査役（現） 平成27年6月 取締役（監査等委員）（現）	(注) 5	8
取締役 (監査等委員)		上村 恭一	昭和15年 3月29日生	昭和45年4月 公認会計士開業登録 昭和45年8月 税理士開業登録 公認会計士・税理士上村恭一事務所 所長（現） 平成7年6月 当社監査役 平成19年7月 大阪監査法人代表社員 平成21年7月 誠光監査法人代表社員（現） 平成27年6月 取締役（監査等委員）（現）	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)		吉竹 英之	昭和11年 11月1日生	平成6年7月 南税務署長 平成7年9月 吉竹税理士事務所 所長（現） 平成9年6月 当社監査役 平成27年6月 取締役（監査等委員）（現）	(注) 5	—
計						332

(注) 1. 取締役（監査等委員）三品幹男氏は、平成30年4月25日に逝去されたことにより、取締役（監査等委員）を退任しました。

2. 取締役監査等委員の上村恭一および吉竹英之は、社外取締役であります。

3. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 光田 建治、委員 上村 恭一、委員 吉竹 英之

なお、光田 建治は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、監査の環境の整備および情報の入手に努め、かつ内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証できる点で、円滑な職務遂行が期待できるからであります。

4. 平成30年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5. 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

6. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は12名で、取締役を兼務する者以外の執行役員は次のとおりであります。

執行役員	木俣 郁雄	環境部長
〃	坂本 英治	東部支店長
〃	藤田 時彦	支店統括営業担当部長（エンドユーザー担当）
〃	藤野 景三	東京営業部長 兼イクシスプロジェクトアシスタントプロジェクトディレクター
〃	柳瀬 徹次	海外営業推進部長 兼イクシスプロジェクトプロジェクトマネージャー

7. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の氏名及び略歴等は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
宇都宮 一志	昭和46年 12月8日生	平成7年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 平成16年10月 弁護士登録 清和法律事務所 入所 平成23年1月 清和法律事務所パートナー弁護士（現）	—

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役の宇都宮一志は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、常に経営の本質をわきまえ、未来への挑戦を心がけ、事業を通じて社会に貢献することを経営理念として、事業を展開しております。企業価値の向上を目指す上において、経営の透明性の維持、適時適切な情報開示の実施、諸施策に取り組むことがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えと位置付けております。

①企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要および採用する理由

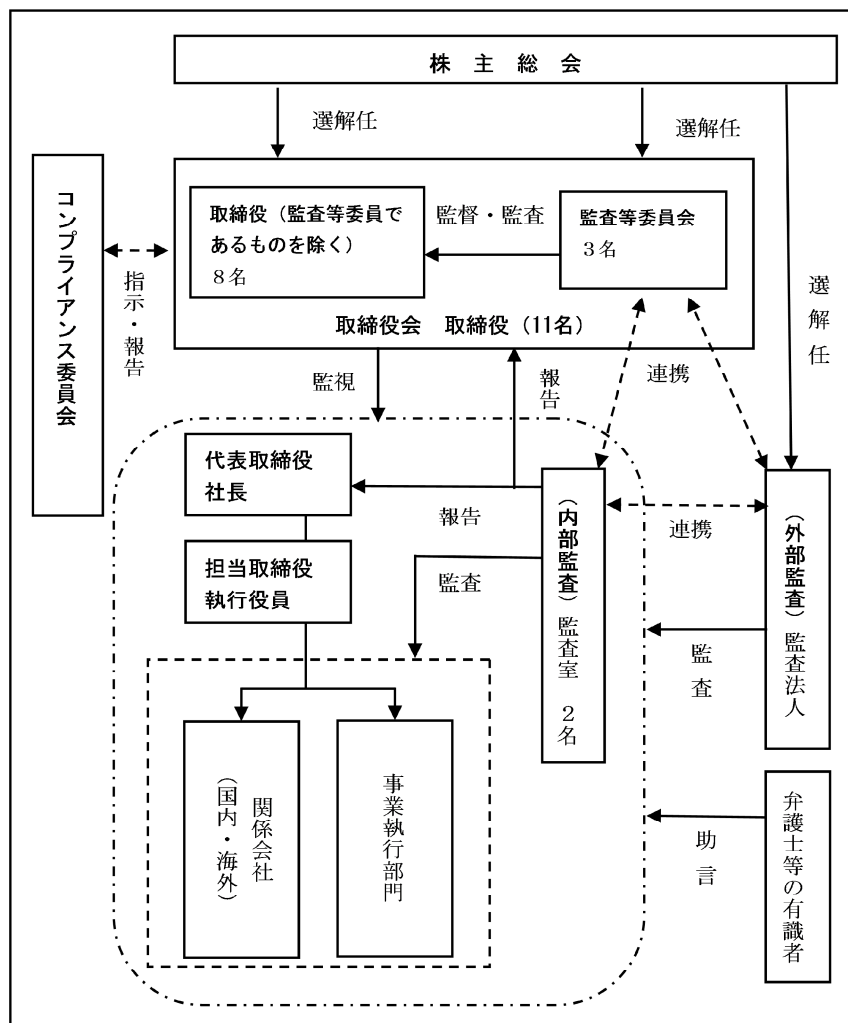
当社は、議決権を有する監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

当社の取締役会は、11名の取締役（内、監査等委員3名）で構成されており、原則として月1回定例で開催、必要に応じて臨時に開催し、法令及び定款に定められた事項、その他経営上の重要事項について報告・協議・決定するとともに、業務執行の状況の確認などを行っております。

また、執行役員制度の採用により、業務執行責任を明確にし、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。監査等委員会は原則として毎月1回開催することとしております。各監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況把握に努めるとともに、内部監査部門との連携及び会計監査人からの監査計画及び会計監査結果報告の検討等の活動を中心に、必要な意見の表明を行い、業務執行の監査・監督を行うこととしております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次の模式図のとおりであります。



(注) 取締役会における担当役員は、社内法務担当及び社外の弁護士等の有識者と情報を交換し、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性の確保について徹底を図っております。

ロ. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、当社及び当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備します。
- (2) コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討及び対応を行います。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査等委員である取締役が独立した立場で出席します。
- (3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行います。
- (4) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しません。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたります。
- (6) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努めます。
- (7) 監査等委員会は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることが出来ます。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存し、管理します。また、取締役及び監査等委員である取締役が求めたときは、常時、当該情報を入手し、閲覧することができる体制を構築します。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」といいます。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化します。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施します。
- (2) 緊急かつ全社的に対処する必要がある場合には、社長若しくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行います。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画及び年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編制を行います。
- (2) 取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の報告を行います。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告及び具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築します。
- (3) 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行します。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名し、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施します。
- (2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとします。
担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役に付議します。
- (3) 監査等委員会は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行及び支援を行います。
- (2) 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けません。

7. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人から重要事項の報告を求めることができます。
 - (2) 取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び当社グループ各社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告します。
8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。
 - (2) 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告します。
 - (3) 内部通報窓口への通報内容が監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知します。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行います。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役、内部監査室及び監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保します。

また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができます。

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動指針」において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しないことを基本的な考え方としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 所轄警察署管内の企業防衛協議会に加盟し、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除するため、反社会的勢力に関する情報の収集ならびに反社会的勢力からの不当要求等への適切な対応の指導を仰いでおります。
- (2) 反社会的勢力から接触があった場合の対応マニュアルを整備し、社内の各事業所に周知しております。
- (3) 弁護士や社外有識者との連携により、企業活動における公正性、倫理性の確保について指導を受けながら、その徹底を図っております。

・リスク管理体制の整備の状況

事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営上意思決定を必要とする重要なものは、関連部門においてリスクに対する検討を行い、取締役会において協議を行っております。業務運営上のリスクについては、社内関係部署間で連携を取りながら、社内規程に基づき決裁を受けた上で実施しております。

なお、法的判断及びコンプライアンスに係る重要な事項については、弁護士、税理士等と顧問契約を締結するとともに、その他の外部専門家に相談し、慎重な検討を行い、適切な処理に努めております。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社を含めた当社グループの業務執行については、「職務分掌規程」及び「関係会社管理規程」によって各業務の担当部署並びに決裁権限者を明確にし、組織的かつ能率的な運営を図ることを定めております。

また、当社の子会社が重要な事項を決定する際には、関連規程に従って、当社の関係部門と事前協議を行い、当社は子会社の経営内容の把握並びに検討を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

②内部監査及び監査等委員監査の状況

内部監査は、社長直轄組織である監査室（2名）が、年度監査計画を期初に策定、取締役会に報告し、各事業所の業務運営と会計処理が法令及び社内規定に基づき適正に行われているかについて監査を実施し、結果については関係する取締役及び対象事業所に報告しております。また、監査等委員会との協議により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

監査等委員会は、年次の監査計画に基づき監査を実施し、定期的に監査室と内部監査状況について意見交換を行います。

これらの監査については、取締役会等において適宜報告をいたします。

なお、常勤監査等委員 光田建治氏は、当社の営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。

③会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法監査及び金融商品取引法監査を実施しております。

当期において業務を執行した同監査法人の公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員： 渡部 健、山本秀男

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与しない措置をとっております。

・会計監査業務に係った補助者の構成

公認会計士 7名 その他 11名

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

④社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役 上村恭一氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。会社経営に対する監督のための「独立性」確保、会社経営の「適法性」確保のための社外役員を導入という観点から、その要件を充たしており、当社との間には特別な利害関係はありません。なお、同氏は上村恭一事務所の所長及び誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所及び同監査法人の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役 吉竹英之氏は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。会社経営に対する監督のための「独立性」確保、会社経営の「適法性」確保のための社外役員を導入という観点から、その要件を充たしており、当社との間には特別な利害関係はありません。なお、同氏は吉竹税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社ハイレックスコーポレーションの社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

なお、当社は、平成29年6月29日に開催された第75回定時株主総会において選任された取締役 三品幹男氏を社外取締役としておりましたが、同氏は平成30年4月25日に逝去し、退任いたしました。その後、当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員1名を選任しております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、現在及び過去において当社の主要株主や主要取引先の業務執行者ではない等、東京証券取引所が定める独立性の要件に準拠し、当社及び当社グループとの間には特別な利害関係が無く、かつ当社経営陣から独立した中立の存在である人物から選任しております。上記2名につきましては本要件を充たしており、同所が定める独立役員として指定し、届出を行っております。

社外取締役は、取締役会及び重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

なお、社外取締役が独立した立場から経営を的確かつ有効に監視できる体制を構築するため、常勤監査等委員及び監査法人と連携し、必要の都度、状況確認、資料提供及び説明等を行う体制をとっております。

⑤役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	259	99	80	79	8
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	15	12	—	3	1
社外役員	18	18	—	—	3

(注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役9名、社外役員3名であります。

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
大谷 壽輝	取締役	61	38	40	139

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、第76回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止すること、並びに、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することが承認されました。

本株主総会での決議を受けて、当社役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針は、次のとおりであります。

当社役員が受ける報酬については、一定金額報酬として定めることとし、その支給水準は、当該役員の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額としております。賞与については業績成果に基づき支給しております。株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるというものです。また、本制度においては、平成31年（2019年）3月末日で終了する事業年度から平成33年（2021年）3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

また、取締役（監査等委員を除く）に対しては当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、監査等委員会設置会社に移行前の監査役（社外監査役を除く）に対しては業務監査の一層の充実を図り、コーポレート・ガバナンスを確立することにより、企業価値の向上を目指すことを目的として、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

⑥株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄及び貸借対照表計上額の合計額

32銘柄 2,671百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日揮(株)	255,334	494	営業取引関係の強化のため
(株)ワキタ	205,700	217	仕入取引関係の強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	666,460	135	金融取引関係の強化のため
(株)タクマ	119,000	129	営業取引関係の強化のため
(株)T&Dホールディングス	79,400	128	取引関係の維持・強化のため
住友化学(株)	206,234	128	営業取引関係の強化のため
トーヨーカネツ(株)	384,000	113	〃
出光興産(株)	28,400	109	〃
新興プランテック(株)	120,920	102	〃
日清紡ホールディングス(株)	64,000	71	仕入取引関係の強化のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
泉州電業(株)	33,300	66	営業取引関係の強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	15,681	63	金融取引関係の強化のため
日本基礎技術(株)	155,500	55	営業取引関係の強化のため
帝人(株)	23,923	50	〃
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	62,340	43	金融取引関係の強化のため
西日本旅客鉄道(株)	5,000	36	営業取引関係の強化のため
千代田化工建設(株)	41,472	29	〃
(株)伊予銀行	35,833	26	金融取引関係の強化のため
(株)りそなホールディングス	37,500	22	〃
コスモエネルギーホールディングス(株)	10,000	19	営業取引関係の強化のため
三井化学(株)	33,000	18	〃
第一生命ホールディングス(株)	6,400	12	取引関係の維持・強化のため
ニチアス(株)	10,000	11	仕入取引関係の強化のため
新日鐵住金(株)	4,015	10	営業取引関係の強化のため
日本ゼオン(株)	6,496	8	〃
(株)石井鐵工所	3,205	5	〃
日立造船(株)	8,026	5	〃
(株)神鋼環境ソリューション	10,000	4	〃
三菱化工機(株)	10,000	2	〃
東洋紡(株)	10,820	2	〃

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日揮(株)	256,313	593	営業取引関係の強化のため
(株)ワキタ	205,700	244	仕入取引関係の強化のため
(株)タクマ	119,000	138	営業取引関係の強化のため
(株)T&Dホールディングス	79,400	134	取引関係の維持・強化のため
住友化学(株)	206,234	127	営業取引関係の強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	666,460	127	金融取引関係の強化のため
トーヨーカネツ(株)	38,400	117	営業取引関係の強化のため
新興ブランテック(株)	121,514	116	〃
出光興産(株)	28,400	114	〃
泉州電業(株)	33,300	109	〃
日清紡ホールディングス(株)	64,000	91	仕入取引関係の強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	15,681	69	金融取引関係の強化のため
日本基礎技術(株)	155,500	62	営業取引関係の強化のため
帝人(株)	23,923	47	〃
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	62,340	43	金融取引関係の強化のため
千代田化工建設(株)	41,472	41	営業取引関係の強化のため
西日本旅客鉄道(株)	5,000	37	〃
コスモエネルギーホールディングス(株)	10,000	34	営業取引関係の強化のため
(株)伊予銀行	35,833	28	金融取引関係の強化のため
三井化学(株)	6,600	22	営業取引関係の強化のため
(株)りそなホールディングス	37,500	21	金融取引関係の強化のため
ニチアス(株)	10,000	13	仕入取引関係の強化のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
第一生命ホールディングス(株)	6,400	12	取引関係の維持・強化のため
日本ゼオン(株)	7,425	11	営業取引関係の強化のため
新日鐵住金(株)	4,015	9	〃
(株)石井鐵工所	3,463	6	〃
日立造船(株)	8,026	4	〃
(株)神鋼環境ソリューション	2,000	3	〃
東洋紡(株)	1,082	2	〃
三菱化工機(株)	1,000	2	〃

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑦取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は12名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における監査等委員である取締役以外の取締役ならびに監査等委員である取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及びその理由

- ・当社との間には特別な利害関係当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするものであります。
- ・当社は、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	37	—	40	6
連結子会社	—	—	—	—
計	37	—	40	6

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が会計監査人等に対して支払っている非監査業務に基づく報酬内容は、財務内容調査業務等であります。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針について特に定められたものではありません。

ただし、監査報酬契約につきましては、監査日数等を勘案した上で、法令及び社内規程に則り、監査等委員会による同意を得て、適切に締結されております。そのため監査公認会計士等の独立性を損なうことはないと考えております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成の方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、企業財務の基盤強化に有効となる会計情報をいち早く取得できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適正な財務諸表作成に活用しております。

また、建設業に係る基準等については、建設工業経営研究会に加入し、情報・資料を入手して活用しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	13,707	20,172
受取手形	※4 2,106	※4 1,493
電子記録債権	※4 3,505	※4 2,782
完成工事未収入金	15,627	13,580
有価証券	56	9
未成工事支出金	※6 2,277	※6 1,503
商品及び製品	213	241
原材料及び貯蔵品	232	166
繰延税金資産	270	289
その他	480	1,135
貸倒引当金	△23	△24
流動資産合計	38,455	41,351
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	9,435	9,605
機械・運搬具	4,653	4,697
土地	※3 11,374	※3 11,160
その他	1,158	1,210
減価償却累計額	△10,990	△11,427
有形固定資産合計	15,631	15,247
無形固定資産		
無形固定資産	69	63
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 3,631	※1 3,747
投資不動産	—	2,190
繰延税金資産	53	43
その他	416	412
貸倒引当金	△37	△37
投資その他の資産合計	4,065	6,357
固定資産合計	19,766	21,668
資産合計	58,221	63,020

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※4 2,580	※4 2,015
電子記録債務	※4 992	※4 954
工事未払金	4,010	3,219
買掛金	513	486
短期借入金	72	792
未払法人税等	953	1,341
未成工事受入金	642	1,947
賞与引当金	398	432
役員賞与引当金	70	88
完成工事補償引当金	122	45
工事損失引当金	※6 0	※6 -
その他	1,572	2,299
流動負債合計	11,929	13,621
固定負債		
長期借入金	1,042	250
退職給付に係る負債	832	659
役員退職慰労引当金	379	449
繰延税金負債	2,008	2,091
再評価に係る繰延税金負債	※3 483	※3 483
資産除去債務	16	16
その他	57	63
固定負債合計	4,818	4,013
負債合計	16,748	17,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,889	6,889
資本剰余金	1,002	1,018
利益剰余金	33,774	37,302
自己株式	△2,634	△2,601
株主資本合計	39,031	42,608
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	883	1,070
土地再評価差額金	※3 958	※3 958
為替換算調整勘定	338	443
退職給付に係る調整累計額	△5	16
その他の包括利益累計額合計	2,174	2,489
新株予約権	12	8
非支配株主持分	255	278
純資産合計	41,473	45,385
負債純資産合計	58,221	63,020

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
完成工事高	51,715	55,146
完成工事原価	※2,※3 41,880	※2,※3 44,364
完成工事総利益	9,834	10,782
販売費及び一般管理費	※1,※2 4,237	※1,※2 4,481
営業利益	5,596	6,300
営業外収益		
受取利息	38	37
受取配当金	82	91
不動産賃貸料	110	149
投資事業組合運用益	—	57
その他	48	89
営業外収益合計	278	426
営業外費用		
支払利息	8	7
不動産賃貸原価	73	84
為替差損	8	81
固定資産除却損	23	23
投資事業組合運用損	22	4
訴訟和解金	—	25
その他	31	13
営業外費用合計	169	239
経常利益	5,706	6,487
税金等調整前当期純利益	5,706	6,487
法人税、住民税及び事業税	1,717	2,126
法人税等調整額	34	△18
法人税等合計	1,751	2,107
当期純利益	3,954	4,380
非支配株主に帰属する当期純利益	35	22
親会社株主に帰属する当期純利益	3,919	4,357

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	3,954	4,380
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	254	187
為替換算調整勘定	△152	105
退職給付に係る調整額	115	22
その他の包括利益合計	※1 217	※1 315
包括利益	4,172	4,695
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,136	4,673
非支配株主に係る包括利益	35	22

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,889	1,002	30,430	△2,116	36,206
当期変動額					
剰余金の配当			△575		△575
親会社株主に帰属する当期純利益			3,919		3,919
自己株式の取得				△545	△545
自己株式の処分		△0		27	27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	3,343	△518	2,825
当期末残高	6,889	1,002	33,774	△2,634	39,031

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	628	958	490	△121	1,957	19	219	38,402
当期変動額								
剰余金の配当								△575
親会社株主に帰属する当期純利益								3,919
自己株式の取得								△545
自己株式の処分								27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	254	－	△152	115	217	△6	35	245
当期変動額合計	254	－	△152	115	217	△6	35	3,071
当期末残高	883	958	338	△5	2,174	12	255	41,473

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,889	1,002	33,774	△2,634	39,031
当期変動額					
剰余金の配当			△829		△829
親会社株主に帰属する当期純利益			4,357		4,357
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		16		33	49
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	16	3,528	33	3,577
当期末残高	6,889	1,018	37,302	△2,601	42,608

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	883	958	338	△5	2,174	12	255	41,473
当期変動額								
剰余金の配当								△829
親会社株主に帰属する当期純利益								4,357
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								49
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	187	－	105	22	315	△3	22	334
当期変動額合計	187	－	105	22	315	△3	22	3,912
当期末残高	1,070	958	443	16	2,489	8	278	45,385

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,706	6,487
減価償却費	401	558
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△22	0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	33	70
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△6	△25
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△59	△140
受取利息及び受取配当金	△120	△129
支払利息	8	7
為替差損益 (△は益)	28	15
投資有価証券評価損益 (△は益)	2	△41
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,886	3,383
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△901	773
その他のたな卸資産の増減額 (△は増加)	△45	38
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△157	1,305
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,182	△1,355
その他	75	437
小計	2,239	11,386
利息及び配当金の受取額	121	128
利息の支払額	△9	△7
法人税等の支払額	△1,952	△1,743
営業活動によるキャッシュ・フロー	399	9,763
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,194	△107
定期預金の払戻による収入	1,555	445
投資有価証券の取得による支出	△507	△39
投資有価証券の売却及び償還による収入	338	188
有形固定資産の取得による支出	△1,415	△718
投資不動産の取得による支出	—	△1,937
その他	△13	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,235	△2,149
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△400	—
長期借入れによる収入	1,150	—
長期借入金の返済による支出	△966	△72
自己株式の取得による支出	△545	△0
ストックオプションの行使による収入	20	45
配当金の支払額	△574	△827
その他	△2	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,318	△856
現金及び現金同等物に係る換算差額	△93	29
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,248	6,787
現金及び現金同等物の期首残高	15,325	13,077
現金及び現金同等物の期末残高	※1 13,077	※1 19,864

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

株式会社よしみね、明星建工株式会社、日本ケイカル株式会社、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

MEISEI SAUDI CO., LTD.

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社

MEISEI SAUDI CO., LTD.

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため持分法の適用範囲に含めておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるMEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. ほか4社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

（ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

ロ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち当連結会計年度対応額を見積計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社の一部は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

ニ 完成工事補償引当金

当社及び連結子会社の一部は、引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。

ホ 工事損失引当金

当社及び連結子会社の一部は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

ヘ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社の一部は、役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約及び通貨オプション

ヘッジ対象

材料輸入による外貨建買入債務

b. ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

短期借入金及び長期借入金

ハ ヘッジ方針

当社及び連結子会社の一部においては、為替リスク及び金利リスクを効果的に回避する手段として、現在及び将来の債権及び債務の残高の範囲内でデリバティブ取引を行っており、投機目的やトレーディング目的での取引は一切行っておりません。なお、デリバティブ取引の執行にあたっては、デリバティブ管理規程を制定し、リスク管理体制及び管理方法を定め、実施にあたっては所定の社内手続を経ております。

また、連結子会社におけるデリバティブ取引の執行にあたっては、その都度事前に当社に報告され、当社の主導のもと実施方針を決定しております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理を採用している金利スワップ等については、有効性の評価を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保差入資産

連結会社以外の会社の借入金の担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券	0百万円	0百万円

2 保証債務

連結会社以外の会社の受注工事に対する契約履行保証に伴い、銀行が保証状発行を行ったことに対する保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
PT. TERAS TEKNIK PERDANA /PT. MEISEI INDONESIA JO	48百万円	—

※3 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。
- ・再評価を行った年月日…平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△1,105百万円	△1,116百万円

※4 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形	—百万円	102百万円
電子記録債権	—	3
支払手形	—	376
電子記録債務	—	36

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
貸出コミットメントの総額	4,000百万円	4,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	4,000	4,000

※6 損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未成工事支出金	0百万円	—

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
従業員給料手当	1,534百万円	1,587百万円
法定福利費	284	307
賞与引当金繰入額	206	230
役員退職慰労引当金繰入額	46	100
退職給付費用	111	91
減価償却費	61	82
貸倒引当金繰入額	6	1
役員賞与引当金繰入額	70	88

※2 一般管理費及び完成工事原価に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	165百万円	157百万円

※3 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	0百万円	—

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	364百万円	311百万円
組替調整額	2	△41
税効果調整前	366	270
税効果額	△112	△82
その他有価証券評価差額金	254	187
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△152	105
為替勘定調整勘定	△152	105
退職給付に係る調整累計額		
当期発生額	118	0
組替調整額	47	32
税効果調整前	166	32
税効果額	△50	△9
退職給付に係る調整累計額	115	22
その他の包括利益合計	217	315

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	59,386,718	—	—	59,386,718
合計	59,386,718	—	—	59,386,718
自己株式				
普通株式(注)	6,461,985	1,192,182	80,000	7,574,167
合計	6,461,985	1,192,182	80,000	7,574,167

(注) 普通株式の自己株式の増加1,192,182株は取締役会決議による自己株式の取得1,191,500株及び単元未満株式の買い取りによる682株であり、減少80,000株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	12

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	264	5	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	310	6	平成28年9月30日	平成28年11月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	414	利益剰余金	8	平成29年3月31日	平成29年6月30日

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	59,386,718	—	—	59,386,718
合計	59,386,718	—	—	59,386,718
自己株式				
普通株式 (注)	7,574,167	422	95,800	7,478,789
合計	7,574,167	422	95,800	7,478,789

(注) 普通株式の自己株式の増加422株は単元未満株式の買い取りによるものであり、減少95,800株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	8

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	414	8	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年10月31日 取締役会	普通株式	414	8	平成29年9月30日	平成29年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	934	利益剰余金	18	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	13,707百万円	20,172百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△630	△307
現金及び現金同等物	13,077	19,864

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に設備投資及び運転資金に必要な資金を銀行借入等により調達しております。資金運用については主に短期的な預金等に限定し、一部資金計画に照らして安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外工事等にて生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約・通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業及び業務に関係する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、支払信託、工事未払金及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、海外工事等における役務、原材料購入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、手許外貨預金による決済、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、期間は原則として3年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約・通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を適時モニタリングし、取引先ごとに毎月与信残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券管理規程に従い、運用枠を設定し、かつ、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクは、債権債務の決済計画に基づいて、先物為替予約・通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引につきましては、デリバティブ管理規程に従い、社内所定決裁を受けた後取引を行い、取引状況、残高等を把握、確認しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定の水準に維持する等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預金	13,707	13,707	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金	21,239	21,239	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,884	2,884	0
資産計	37,831	37,832	0
(1) 支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金	8,096	8,096	—
(2) 短期借入金(*)	—	—	—
(3) 長期借入金(*)	1,114	1,110	△3
負債計	9,210	9,207	△3
デリバティブ取引	—	—	—

(*)長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預金	20,172	20,172	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金	17,856	17,856	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,968	2,968	0
資産計	40,997	40,997	0
(1) 支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金	6,675	6,675	—
(2) 短期借入金(*)	—	—	—
(3) 長期借入金(*)	1,042	1,041	△0
負債計	7,717	7,716	△0
デリバティブ取引	—	—	—

(*)長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金 (2) 受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、電子記録債務、支払信託、工事未払金及び買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

1年内返済予定の長期借入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

上記以外の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	280	280
投資事業有限責任組合への出資金	523	509
合計	804	789

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

前連結会計年度 (平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金預金	13,707	—	—	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金	21,239	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(イ) 国債・地方債等	—	10	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(イ) 社債	—	122	300	—
(ロ) その他	33	—	—	—
金銭債権及び満期がある有価証券合計	34,981	132	300	—
(1) 短期借入金	—	—	—	—
(2) 長期借入金	72	1,042	—	—
有利子負債計	72	1,042	—	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1)現金預金	20,172	—	—	—
(2)受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金	17,856	—	—	—
(3)有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（イ）国債・地方債等	10	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
（イ）社債	—	100	300	—
（ロ）その他	—	—	—	—
金銭債権及び満期がある有価証券合計	38,039	100	300	—
(1)短期借入金	—	—	—	—
(2)長期借入金	792	250	—	—
有利子負債計	792	250	—	—

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	9	10	0
	小計	9	10	0
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		9	10	0

当連結会計年度（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	9	10	0
	小計	9	10	0
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		9	10	0

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,269	1,062	1,206
	(2) 債券（社債）	235	232	2
	(3) その他	90	53	36
	小計	2,594	1,348	1,245
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	14	15	△0
	(2) 債券（社債）	228	231	△3
	(3) その他	36	38	△1
	小計	280	285	△5
合計		2,874	1,634	1,240

(注) 1. 取得原価には、減損処理後の金額を記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額280百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（同523百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,536	1,071	1,465
	(2) 債券（社債）	200	200	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,737	1,271	1,466
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	15	16	△1
	(2) 債券（社債）	204	205	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	220	221	△1
合計		2,958	1,493	1,465

(注) 1. 取得原価には、減損処理後の金額を記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額280百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（同509百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計 （百万円）	売却損の合計 （百万円）
株式	0	0	—
債券（社債）	200	—	2
合計	200	0	2

当連結会計年度（平成30年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計 （百万円）	売却損の合計 （百万円）
債券（社債）	22	—	—
その他	132	41	0
合計	155	41	0

（注）売却額・売却損には債券の償還を含んでおります。

4. 有価証券の減損処理

前連結会計年度（平成29年3月31日現在）

当該事項はありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日現在）

当該事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	250	250	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	250	—	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金（規約型）、退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度を設けております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

一部の海外連結子会社では確定給付型の退職一時金制度を設けております。

なお、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,609百万円	1,545百万円
勤務費用	110	104
利息費用	5	7
数理計算上の差異の発生額	△104	27
退職給付の支払額	△74	△85
退職給付債務の期末残高	1,545	1,600

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	760百万円	891百万円
期待運用収益	15	17
数理計算上の差異の発生額	14	27
事業主からの拠出額	176	188
退職給付の支払額	△74	△68
年金資産の期末残高	891	1,057

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,545百万円	1,600百万円
年金資産	△891	△1,057
	653	542
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	653	542
退職給付に係る負債	653	542
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	653	542

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	110百万円	104百万円
利息費用	5	7
期待運用収益	△15	△17
数理計算上の差異の費用処理額	42	32
過去勤務費用の費用処理額	4	-
確定給付制度に係る退職給付費用	147	126

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	4百万円	-百万円
数理計算上の差異	161	32
合 計	166	32

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	-百万円	-百万円
未認識数理計算上の差異	8	△24
合 計	8	△24

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	41%	43%
株式	46	42
その他	13	15
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.5%	0.4%
長期期待運用収益率	2.0	2.0
予想昇給率	3.8	3.8

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	208百万円	178百万円
退職給付費用	28	△1
退職給付の支払額	△8	△10
制度への拠出額	△50	△48
退職給付に係る負債の期末残高	178	117

- (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	354百万円	332百万円
年金資産	△268	△308
	86	24
非積立型制度の退職給付債務	92	92
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	178	117
	178	117
退職給付に係る負債	178	117
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	178	117

- (3) 退職給付費用
簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度28百万円 当連結会計年度△1百万円

4. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度20百万円、当連結会計年度20百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役(社外監査役を除く) 1名 当社執行役員及び従業員 23名	当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 305,000株	普通株式 115,000株
付与日	平成21年8月10日	平成22年8月10日
権利確定条件	付与日(平成21年8月10日)以降、権利確定日(平成23年8月11日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成22年8月10日)以降、権利確定日(平成24年8月11日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成21年8月10日 至 平成23年8月11日	自 平成22年8月10日 至 平成24年8月11日
権利行使期間	自 平成23年8月11日 至 平成29年8月10日	自 平成24年8月11日 至 平成30年8月10日

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員を除く) 7名 当社執行役員及び従業員 34名 当社子会社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 442,000株
付与日	平成27年12月14日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	自 平成27年12月14日 至 平成28年7月1日
権利行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成31年6月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ①平成28年3月期の売上高が44,000百万円以上かつ営業利益が4,100百万円以上の場合、新株予約権の総数の30%について行使可能
②平成28年3月期、平成29年3月期の各期合計の売上高が92,000百万円以上かつ平成29年3月期の営業利益が4,300百万円以上の場合、新株予約権の総数30%について行使可能
③平成28年3月期、平成29年3月期、平成30年3月期の各期合計の売上高が142,000百万円以上かつ平成30年3月期の営業利益が4,700百万円以上の場合、新株予約権の総数の40%について行使可能

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	10,000	40,000
権利確定	—	—
権利行使	10,000	20,000
失効	—	—
未行使残	—	20,000

	平成27年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	309,400
付与	—
失効	—
権利確定	132,600
未確定残	176,800
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	132,600
権利確定	132,600
権利行使	65,800
失効	—
未行使残	199,400

②単価情報

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	255	247
行使時平均株価 (円)	678	747
付与日における公正な評価単価 (円)	86	87

	平成27年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	583
行使時平均株価 (円)	783
付与日における公正な評価単価 (円)	18

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
繰越欠損金	108 百万円	77 百万円
貸倒引当金	18	18
賞与引当金	122	134
退職給付に係る負債	254	201
役員退職慰労引当金	116	137
減損損失	116	112
その他	466	352
繰延税金資産小計	1,204	1,034
評価性引当額	△686	△512
繰延税金資産合計	518	522
繰延税金負債		
固定資産評価差額	△1,777	△1,776
その他有価証券評価差額金	△389	△472
その他	△34	△32
繰延税金負債合計	△2,201	△2,280
繰延税金負債の純額	△1,683	△1,758
再評価に係る繰延税金負債	△483	△483
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.8 %
交際費等損金に算入されない項目		1.0
住民税均等割額等		0.9
評価性引当額		△0.9
その他		0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率		32.5

(賃貸等不動産関係)

当社は、大阪府及び東京都において、当社及び一部の連結子会社が使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しております。当社グループが使用している部分以外は、賃貸オフィスビルとしております。また、大阪府下に賃貸収益を得ることを目的として賃貸共同住宅を所有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は36百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は65百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,557	1,538
期中増減額	△19	1,975
期末残高	1,538	3,513
期末時価	1,460	3,423

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主に不動産鑑定評価額を基礎として評価しております。

3. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、賃貸用オフィスビル・共同住宅のリニューアル（57百万円）、主な減少は、賃貸用のオフィスビルの自社使用への転用（60百万円）であり、当連結会計年度の主な増加は、賃貸共同住宅の新規取得（1,925百万円）であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、断熱工事業を中心とした建設工事業及びボイラの製造・据付等を行うボイラ事業で構成されております。

したがって、当社グループにおいては「建設工事業」及び「ボイラ事業」の2つを報告セグメントとしております。

「建設工事業」は、熱絶縁工事、建築工事及び内装仕上工事等を行っております。「ボイラ事業」においては各種ボイラの製造据付、産業用機械の製造据付を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	建設工事業	ボイラ事業	計	調整額 (注) 1、2、3	連結財務諸表 計上額(注) 4
売上高					
外部顧客への売上高	46,302	5,413	51,715	—	51,715
セグメント間の内部 売上高又は振替高	44	218	262	(262)	—
計	46,346	5,631	51,978	(262)	51,715
セグメント利益	5,118	381	5,499	97	5,596
セグメント資産	38,786	6,409	45,196	13,025	58,221
その他の項目					
減価償却費	349	32	381	19	401
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	1,312	67	1,379	57	1,437

- (注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引の消去であります。
2. セグメント資産の調整額は、セグメント間取引の調整△249百万円及び全社資産（連結財務諸表提出会社の余資運用資金（現金預金）、長期投資資金（投資有価証券及び出資金）、本社ビル等）13,275百万円であります。
3. その他の項目の調整額は、全社資産（本社ビル等）に係るものであります。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	建設工事業	ボイラ事業	計	調整額 (注) 1、2、3	連結財務諸表 計上額(注) 4
売上高					
外部顧客への売上高	50,779	4,366	55,146	—	55,146
セグメント間の内部 売上高又は振替高	44	216	260	(260)	—
計	50,824	4,582	55,407	(260)	55,146
セグメント利益	6,024	179	6,203	96	6,300
セグメント資産	35,903	7,221	43,124	19,895	63,020
その他の項目					
減価償却費	486	32	518	40	558
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	384	8	393	39	432

- (注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引の消去であります。
2. セグメント資産の調整額は、セグメント間取引の調整△226百万円及び全社資産（連結財務諸表提出会社の余資運用資金（現金預金）、長期投資資金（投資有価証券及び出資金）、本社ビル等）20,122百万円であります。
3. その他の項目の調整額は、全社資産（本社ビル等）に係るものであります。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	建設工事	ボイラ	合計
外部顧客への売上高	46,302	5,413	51,715

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	オセアニア	その他	合計
45,337	1,886	3,842	649	51,715

(注) 売上高は施工地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める特定顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	建設工事	ボイラ	合計
外部顧客への売上高	50,779	4,366	55,146

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	オセアニア	その他	合計
42,442	3,532	9,167	3	55,146

(注) 売上高は施工地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
JKC Australia LNG Pty Ltd.	9,149	建設工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	795.28円	868.82円
1株当たり当期純利益金額	75.45円	84.04円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	75.41円	83.90円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	3,919	4,357
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(百万円)	3,919	4,357
期中平均株式数(千株)	51,944	51,850
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	26	89
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式で、前連結会計年度末か ら重要な変更があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会に、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入について付議することを決議し、当該株主総会において承認されました。

(1) 導入の目的

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社取締役の報酬は、「基本報酬」「賞与」及び「退職慰労金」により構成されておりましたが、本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「基本報酬」「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

(2) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度においては、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間、に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(3) 信託の概要

①名称：役員向け株式交付信託

②委託者：当社

③受託者：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

④受益者：当社取締役のうち株式交付規程及び信託契約に定める受益者要件を満たす者

⑤信託管理人：当社及び当社取締役と利害関係のない第三者を選定する予定

⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

⑦信託契約日：2018年8月（予定）

⑧信託の期間：2018年8月（予定）～2021年8月（予定）

⑨信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	72	792	0.52	—
1年以内に返済予定のリース債務	2	2	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	1,042	250	0.40	2019年9月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	6	4	—	2019年4月～ 2020年11月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,122	1,048	—	—

(注) 1. 平均利率は借入金の期末残高に対する加重平均利率によっております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	250	—	—	—
リース債務	2	1	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	10,906	25,510	39,983	55,146
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	810	2,546	4,366	6,487
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 金額(百万円)	551	1,637	2,880	4,357
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	10.65	31.59	55.58	84.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	10.65	20.94	23.98	28.45

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	8,203	13,007
受取手形	※2 1,818	※2 1,272
電子記録債権	※2 2,946	※2 2,008
完成工事未収入金	12,272	10,926
有価証券	56	9
未成工事支出金	1,641	1,119
商品及び製品	28	42
原材料及び貯蔵品	123	135
関係会社短期貸付金	372	112
繰延税金資産	145	183
その他	419	1,103
貸倒引当金	△128	△125
流動資産合計	27,901	29,796
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,317	5,491
減価償却累計額	△2,173	△2,320
建物(純額)	3,143	3,170
構築物	264	260
減価償却累計額	△200	△196
構築物(純額)	64	64
機械及び装置	1,680	1,684
減価償却累計額	△1,279	△1,394
機械及び装置(純額)	400	290
車両運搬具	52	62
減価償却累計額	△38	△53
車両運搬具(純額)	13	8
工具器具・備品	753	777
減価償却累計額	△654	△710
工具器具・備品(純額)	98	66
土地	5,303	5,088
リース資産	13	13
減価償却累計額	△4	△7
リース資産(純額)	8	6
建設仮勘定	—	10
有形固定資産合計	9,031	8,707
無形固定資産	29	31
投資その他の資産		
投資有価証券	3,472	3,586
関係会社株式	1,828	1,781
投資不動産	—	2,190
その他	336	335
貸倒引当金	△29	△30
投資その他の資産合計	5,608	7,864
固定資産合計	14,669	16,603
資産合計	42,570	46,399

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	778	379
電子記録債務	936	949
工事未払金	3,598	2,912
短期借入金	72	792
未払費用	87	112
未払法人税等	775	1,283
未払消費税等	515	1,425
未成工事受入金	379	267
賞与引当金	250	290
役員賞与引当金	60	80
完成工事補償引当金	9	24
工事損失引当金	0	—
リース債務	2	2
その他	611	519
流動負債合計	8,076	9,038
固定負債		
長期借入金	1,042	250
退職給付引当金	645	566
役員退職慰労引当金	252	330
再評価に係る繰延税金負債	483	483
繰延税金負債	174	262
資産除去債務	12	12
リース債務	6	4
その他	149	160
固定負債合計	2,767	2,070
負債合計	10,843	11,108
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,889	6,889
資本剰余金		
資本準備金	999	999
その他資本剰余金	2	18
資本剰余金合計	1,002	1,018
利益剰余金		
利益準備金	401	484
その他利益剰余金		
別途積立金	20,000	22,500
繰越利益剰余金	4,261	5,007
利益剰余金合計	24,663	27,991
自己株式	△2,634	△2,601
株主資本合計	29,920	33,298
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	835	1,025
土地再評価差額金	958	958
評価・換算差額等合計	1,794	1,983
新株予約権	12	8
純資産合計	31,726	35,290
負債純資産合計	42,570	46,399

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
完成工事高	※1 39,483	※1 42,629
完成工事原価	※2 32,149	※2 33,916
完成工事総利益	7,333	8,712
販売費及び一般管理費		
役員報酬	121	127
従業員給料手当	1,019	1,074
賞与引当金繰入額	144	171
退職給付費用	88	78
役員退職慰労引当金繰入額	25	83
法定福利費	179	199
通信交通費	225	236
地代家賃	67	69
減価償却費	20	24
租税公課	58	86
役員賞与引当金繰入額	60	80
研究開発費	141	146
貸倒引当金繰入額	6	1
その他	698	753
販売費及び一般管理費合計	2,856	3,133
営業利益	4,476	5,579
営業外収益		
受取利息	12	16
受取配当金	※3 321	※3 344
不動産賃貸料	※3 268	※3 312
為替差益	21	—
貸倒引当金戻入額	※3 77	※3 4
その他	48	149
営業外収益合計	749	827
営業外費用		
支払利息	8	7
不動産賃貸原価	145	159
為替差損	—	68
固定資産除却損	22	23
その他	52	39
営業外費用合計	228	299
経常利益	4,998	6,107
特別損失		
関係会社株式評価損	—	46
特別損失合計	—	46
税引前当期純利益	4,998	6,060
法人税、住民税及び事業税	1,454	1,936
法人税等調整額	41	△33
法人税等合計	1,496	1,902
当期純利益	3,501	4,158

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
材料費		5,525	17.2	5,329	15.7
労務費		1,082	3.4	1,061	3.1
外注費		20,154	62.7	20,773	61.3
経費		5,387	16.7	6,751	19.9
(うち人件費)		(1,746)	(5.4)	(2,183)	(6.4)
計		32,149	100.0	33,916	100.0

(注) 当社の原価計算の方法は、個別原価計算の方法により工事ごとに原価を材料費、労務費、外注費、経費の要素別に分類集計しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	6,889	999	2	1,002	343	17,500	3,892	21,736	△2,116	27,512
当期変動額										
剰余金の配当							△575	△575		△575
当期純利益							3,501	3,501		3,501
利益準備金の積立					57		△57	—		—
別途積立金の積立						2,500	△2,500	—		—
自己株式の取得									△545	△545
自己株式の処分			△0	△0					27	27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	△0	△0	57	2,500	368	2,926	△518	2,407
当期末残高	6,889	999	2	1,002	401	20,000	4,261	24,663	△2,634	29,920

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	607	958	1,566	19	29,097
当期変動額					
剰余金の配当					△575
当期純利益					3,501
利益準備金の積立					—
別途積立金の積立					—
自己株式の取得					△545
自己株式の処分					27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	227	—	227	△6	221
当期変動額合計	227	—	227	△6	2,629
当期末残高	835	958	1,794	12	31,726

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,889	999	2	1,002	401	20,000	4,261	24,663	△2,634	29,920
当期変動額										
剰余金の配当							△829	△829		△829
当期純利益							4,158	4,158		4,158
利益準備金の積立					82		△82	—		—
別途積立金の積立						2,500	△2,500	—		—
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			16	16					33	49
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	16	16	82	2,500	745	3,328	33	3,378
当期末残高	6,889	999	18	1,018	484	22,500	5,007	27,991	△2,601	33,298

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	835	958	1,794	12	31,726
当期変動額					
剰余金の配当					△829
当期純利益					4,158
利益準備金の積立					—
別途積立金の積立					—
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					49
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	189	—	189	△3	185
当期変動額合計	189	—	189	△3	3,563
当期末残高	1,025	958	1,983	8	35,290

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式
移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 未成工事支出金
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 商品及び製品、原材料及び貯蔵品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
- (2) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度対応額を見積計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
- (4) 完成工事補償引当金
引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。
- (5) 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…為替予約及び通貨オプション
ヘッジ対象…材料輸入による外貨建買入債務
- b. ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…短期借入金及び長期借入金

(3) ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクを効果的に回避する手段として、現在及び将来の債権及び債務の残高の範囲内でデリバティブ取引を行っており、投機目的やトレーディング目的での取引は一切行っておりません。なお、デリバティブ取引の執行にあたっては、デリバティブ管理規程を制定し、リスク管理体制及び管理方法を定め、実施にあたっては所定の社内手続を経ております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理を採用している金利スワップ等については、有効性の評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

次の会社の受注工事に対する契約履行保証及び前受金返還保証等に伴い、銀行が保証状発行を行ったことに対する保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
PT. TERAS TEKNIK PERDANA /PT. MEISEI INDONESIA JO	48百万円	—百万円
PT. MEISEI INDONESIA	143	42
SMI GLOBAL SDN. BHD.	291	276
計	483	318

※2 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
受取手形	—百万円	88百万円
電子記録債権	—	2

- 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貸出コミットメントの総額	4,000百万円	4,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	4,000	4,000

(損益計算書関係)

※1 完成工事高に含まれる兼業部門の材料売上高

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	1,073百万円	553百万円

※2 完成工事原価に含まれる兼業部門の材料売上原価

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	944百万円	462百万円

※3 関係会社との取引に係るもの

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
受取配当金	242百万円	255百万円
不動産賃貸料	158	162
貸倒引当金戻入額	105	2

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日現在)

関係会社株式(貸借対照表計上額1,828百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日現在)

関係会社株式(貸借対照表計上額1,781百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
貸倒引当金	48 百万円	47 百万円
賞与引当金	77	88
退職給付引当金	197	173
役員退職慰労引当金	77	101
減損損失	19	19
その他	362	407
繰延税金資産小計	781	837
評価性引当額	△442	△464
繰延税金資産合計	339	372
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△368	△452
繰延税金負債合計	△368	△452
繰延税金資産の純額	△29	△79
再評価に係る繰延税金負債	△483	△483
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左
交際費等損金に算入されない項目		
住民税均等割額等		
評価性引当額		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(重要な後発事象)

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催の第76回定時株主総会に、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入について付議することを決議し、当該株主総会において承認されました。

(1) 導入の目的

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社取締役の報酬は、「基本報酬」「賞与」及び「退職慰労金」により構成されておりましたが、本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「基本報酬」「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

(2) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度においては、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(3) 信託の概要

- ①名称：役員向け株式交付信託
- ②委託者：当社
- ③受託者：三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者：当社取締役のうち株式交付規程及び信託契約に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社及び当社取締役と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦信託契約日：2018年8月（予定）
- ⑧信託の期間：2018年8月（予定）～2021年8月（予定）
- ⑨信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）
投資有価証券	その他 有価証券	日揮(株)	256,313	593
		サンライズ(株)	71,600	280
		(株)ワキタ	205,700	244
		(株)タクマ	119,000	138
		(株)T&Dホールディングス	79,400	134
		住友化学(株)	206,234	127
		(株)みずほフィナンシャルグループ	666,460	127
		トーヨーカネツ(株)	38,400	117
		新興プランテック(株)	121,514	116
		出光興産(株)	28,400	114
		その他（22銘柄）	534,640	676
		計	2,327,661	2,671

【債券】

		銘柄	券面総額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）
有価証券	満期保有目的の債券	国債（1銘柄）	10	9
投資有価証券	その他 有価証券	第2回(株)三井住友フィナンシャルグループ期限前償還条項付社債	100	100
		第6回(株)三井住友フィナンシャルグループ期限前償還条項付社債	100	100
		第8回(株)りそな銀行期限前償還条項付社債	100	105
		第11回(株)三井住友フィナンシャルグループ期限前償還条項付社債	100	99
		計	410	415

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他 有価証券	ジャフコSV-4B号投資事業有限責任組合	5	396
		その他 (2銘柄)	—	113
計			—	509

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,317	246	71	5,491	2,320	160	3,170
構築物	264	7	12	260	196	7	64
機械及び装置	1,680	70	66	1,684	1,394	165	290
車両運搬具	52	10	—	62	53	15	8
工具器具・備品	753	35	11	777	710	66	66
土地	5,303 (1,442)	—	214	5,088 (1,442)	—	—	5,088
リース資産	13	—	—	13	7	2	6
建設仮勘定	—	10	—	10	—	—	10
有形固定資産計	13,384 (1,442)	381	375	13,389 (1,442)	4,682	418	8,707
無形固定資産 (注1)	—	—	—	36	4	2	31
投資その他の資産 投資不動産	—	2,247	—	2,247	56	19	2,190
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 無形固定資産の金額は資産の総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
2. () 内は土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価に係る土地再評価差額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	158	9	—	12	155
完成工事補償引当金	9	24	9	—	24
賞与引当金	250	290	250	—	290
役員賞与引当金	60	80	60	—	80
工事損失引当金	0	—	0	—	—
役員退職慰労引当金	252	83	5	—	330

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は関係会社の業績回復等による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特に記載すべき事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	<p>(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取請求又は買増請求に係る単元未満株式の数で按分した金額といたします。 (算式) 1株当たりの買取価格及び買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち</p> <table> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> <p>(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円といたします。(消費税別途)</p>	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	<p>電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。</p> <p>公告掲載URL http://www.meisei-kogyo.co.jp/ir/kokoku/</p>										
株主に対する特典	<ol style="list-style-type: none"> 株主優待の内容 JCBギフトカードの贈呈 対象者及び贈呈基準 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元(100株)以上保有する株主 (1) 100株以上 1,000円分 (2) 1,000株以上 2,000円分 (注) 1 1年以上2年未満継続保有の場合、1,000株以上には1,000円分を追加 2 2年以上継続保有の場合、500株以上には1,000円分を追加 3 優待商品の受け取りに代えて、社会貢献団体への寄付選択も可能 贈呈時期 毎年6月下旬以降、現品を発送 										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第75期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第76期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出

（第76期第2四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月10日関東財務局長に提出

（第76期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月9日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年7月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

明星工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀男 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明星工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明星工業株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、明星工業株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

明星工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明星工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	明星工業株式会社
【英訳名】	MEISEI INDUSTRIAL Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大谷 壽輝
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 明星工業株式会社 東京本部 (東京都中央区湊一丁目8番15号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大谷壽輝は、当社の第76期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	明星工業株式会社
【英訳名】	MEISEI INDUSTRIAL Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大谷 壽輝
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 明星工業株式会社 東京本部 (東京都中央区湊一丁目8番15号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大谷壽輝は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の予算金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結予算売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事未収入金、未成工事支出金、完成工事高及び完成工事原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は、業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。